

件名	「令和2年度山梨県職員採用試験（大卒程度）における、採点に係る評定表（判定表）などの記録」の一部開示決定の件		
開示請求年月日	令和2年9月3日	実施機関の決定年月日	令和2年9月17日
実施機関（担当課）	山梨県人事委員会	決定内容	一部開示決定
特定した保有個人情報	令和2年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）（以下、「採用試験」という。）における次の保有個人情報 ① 審査請求人本人記載の第1次試験の教養試験及び専門試験解答用紙 ② 面接試験における面接試験官記入の評定票 ③ 適性検査の判定表 ④ 面接試験官の発言録 ⑤ 論文試験の評定票 ⑥ 最終合格に係る得点一覧表（その他、採点に関するもの）		
不開示部分（争いになった部分のみ）	不開示理由		
① 面接試験における面接試験官記入の評定票の請求者本人に関する部分	条例第16条第7号（事務事業情報）該当		
② 適性検査の判定表の請求者本人に関する部分			
③ 論文試験の評定票の請求者本人に関する部分			
④ 最終合格に係る得点一覧表の請求者本人に関する部分			
⑤ 最終合格に係る得点一覧表の請求者本人以外の「順位」「第1時試験得点」「人物試験得点」「論文試験得点」「第2次試験得点」「総得点」「性別」に関する部分	条例第16条第3号（第三者の個人情報）及び第7号（事務事業情報）該当		
審査請求年月日	令和2年12月17日	諮問年月日	令和3年2月25日
答申年月日	令和4年7月19日	摘要	
争点	実施機関が不開示とした「最終合格に係る得点一覧表」の請求者本人以外部分は、「順位」「第1時試験得点」「人物試験得点」「論文試験得点」「第2次試験得点」「総得点」「性別」のみであっても条例第16条第3号所定の不開示情報（開示請求者の個人を特定することはできないが、なお開示請求者以外の個人の利益を害するおそれがあるもの）に該当するか。 同じく不開示とした「面接試験における面接試験官記入の評定票」等の請求人本人部分は、山梨県個人情報保護条例（以下「条例」という）第16条第7号所定の不開示情報（…地方公共団体…が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当するか。		
審議会の	1 審議会の結論 山梨県人事委員会が令和2年9月17日付け梨人委第818号で審査請求人に対して行った保有個人情報一部開示決定処分については、別紙1の4欄に掲げる部分を開示決定すべきである。 2 審議会の判断の理由 （1）保有個人情報の該当性について 審査請求人が求める情報について、当審議会において見分したところ、審査請求人本人に		

関する部分（①～⑤）については、「自己を本人とする個人情報」と認められることから、条例第14条第1項に規定する「保有個人情報」に該当し、開示を請求することができるものの、審査請求人が審査請求書において開示を求める審査請求人以外の「順位」「第1次試験得点」「人物試験得点」「論文試験得点」「第2次試験得点」「総得点」「性別」（⑥）については、審査請求人の自己の情報とは言えず、また、自己の情報と不可分とまでは言えないことから、当該情報は、「自己を本人とする個人情報」に該当せず、審査請求人は開示を請求することができない。

仮に、⑥の審査請求人以外の情報が、「自己以外の者の情報と自己の情報とが不可分な状態で一体として記録されている」と認められ、かつ審査請求人が主張するように受験者氏名や受験番号を不開示とすることにより、特定の個人を識別できない情報であるとしても、当該情報が第2次試験の順位の順に並んでいることを鑑みれば、開示された数字等の意味するところは明白であり、これらの情報は個人の人格と密接に関係する評価に関する情報であり、記載された情報のみで個人の識別ができなくとも、当該行政文書に掲載されている受験者は16名と少数であり、かつ論文試験においてお互いに顔を合わせていることを踏まえれば、当該個人の同意なしに開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第16条第3号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

## （2） 条例第16条第7号イの妥当性

### ①について

①にのうち、面接試験官の氏名、「評定尺度」、「意見」及び「判定」に記載された内容について開示した場合、実施機関が説明するように、面接試験官が容易に特定され、これにより面接試験官に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等が行われるおそれがあり、面接試験官がこれらを回避することにより、面接試験官の評価が抽象化、形骸化したり、率直な評価が困難になるなど、今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、当該部分は、条例第16条第7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

「着眼点」に記載された内容については、これを開示した場合、今後の採用試験において、受験者が評価基準を意識した試験対策が可能となり、受験者が本来の能力を超えて高い成績を得ることが可能となることから、人物的側面から受験者の能力や資質、適正等の判定を正確に行うことが困難になるなど、今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分についても、条例第16条第7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

また、「評定項目」に記載された内容については、これ自体は条例第14条第1項に定める「自己を本人とする保有個人情報」には該当せず、開示請求の対象とならない。仮に保有個人情報と一体化していると考えたとしても、当該箇所は他の受験者に公表されている内容ではないことから、請求者だけ個別に開示されることとなれば、地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反することとなる。

したがって、当該部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」

に該当することから、実施機関が示した不開示とした理由は異なるものの不開示としたことは妥当である。

### ②について

②の部分については、これが開示された場合、実施機関が説明するように、今後の採用試験において、受験者は適性検査への対策を実施することが可能となり、意図的に自己の

素質や適性以上に評価が高くなるよう検査に回答することにより、受験者の素質及び適性の判定を正確に行うことが困難となるおそれがあることから、今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、当該部分は、条例第16条第7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

なお、適性検査の検査項目名については、他の受験者に公表されている内容ではないことから、請求者だけ個別に開示されることとなれば、地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反することとなる。

したがって、当該部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」にも該当することから、この点からも不開示としたことは妥当である。

### ③ について

③の部分のうち、評定者名については、これが開示された場合、実施機関が説明するように、評定者に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等が行われるおそれがあり、これを回避しようと評定者の評価が抽象化、形骸化するなど、率直な評価が困難になることから、今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、条例第16条第7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

また、評定項目の具体的な評価基準及び評価表欄外にある評価点の算定基準については、これを開示した場合、今後の採用試験において、受験者が評価基準を意識した試験対策が可能となり、受験者が本来の能力を超えて高い成績を得ることが可能となることから、人物的側面や文章力的側面等から受験者の能力や資質、適性等の判定を正確に行うことが困難になるなど、今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分についても、条例第16条第7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

次に、評定項目の内容及び評定項目ごとの配点、評価項目ごとの得点については、これらの内容は他の受験者に公表されている内容ではないことから、請求者のみに開示することになれば、地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反することとなる。

したがって、これらの部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」に該当し、実施機関が示した不開示とした理由とは異なるものの不開示としたことは妥当である。

次に、合計評価点についても、この内容は他の受験者に公表されている内容ではないことから、請求者のみに開示することになれば、地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反するとともに、併せて、実施機関が説明するように、これが開示された場合、評定の差異等について質問や苦情、批判、いわれのない非難等が行われるおそれがあり、これを回避しようとする評定者の評価が抽象化、形骸化するなど、評定者の率直な評価が困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」に該当し、かつ条例第16条第7号イの「試験に係る事務における正確な事実の把握を困難にするおそれのあるもの」に該当することから、不開示としたことは、妥当である。

### ④ について

#### (i) 項目欄の箇所に記載されている事項について

④の項目に記載された個別面接の実施される試験の種類（個別面接①、個別面接②及び適性検査）については、既に募集要項等においても公開されており、これを開示したとしても、これをもって実施機関が説明するような合格基準を意識した試験対策が行わ

れる蓋然性は認められない。

したがって、当該部分は、条例第16条第7号イに該当せず、開示することが妥当である。

しかし、当該項目名のうち個別面接①②の面接試験官番号及び論文試験の評定者番号、個別面接ごとの配点及びそれ以外の項目名については、当審議会で見分したところ、一般に公表されているものではないことから、請求者だけに開示することになれば、地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反することとなる。

したがって、当該部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」に該当し、実施機関が示した不開示とした理由は異なるものの不開示としたことは妥当である。

(ii) 審査請求人の欄の列に記載されている事項について

審査請求人本人の個別面接①②における面接試験官ごとの評価点については、面接試験官の名前を不開示としたとしても、受験者は面接試験官と顔を合わせており、個人が特定されるおそれがあることから、開示されることによって、面接試験官が評価に対する受験者から質問や苦情、批判、いわれのない非難等されることをおそれ、面接試験官の評価が抽象化、形骸化したりし、率直な評価が困難になるなど、試験を実施する上での影響が生じるおそれが認められる。

したがって、当該部分は、条例第16条第7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

次に、審査請求人本人の個別試験①②の配点換算前の合計評価点及び配点換算後の合計得点については、他の受験生に公表されていない内容であることから、これを開示すると地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反することとなる。

したがって、当該部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」に該当し、実施機関が示した不開示とした理由は異なるものの不開示としたことは妥当である。

次に、論文試験の評定者ごとの評価点については、他の受験生に公表されていない内容であることから、これを開示すると地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反するとともに、併せて、実施機関が説明するように、これが開示された場合、これに疑義を持つ受験者等から評定の差異等について質問や苦情、批判、いわれのない非難等が行われることが想定され、これを回避しようとする評定者の評価が抽象化、形骸化するなど、評定者の率直な評価が困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」に該当し、かつ条例第16条第7号イの「試験に係る事務における正確な事実の把握を困難にするおそれのあるもの」に該当することから、不開示としたことは、妥当である。

次に、審査請求人本人の適性検査の結果については、これを知ることによって適性検査に対する対策を行うことが可能であり、これによって意図的に受験者の能力を超えて高い検査結果を得ることができるおそれを排除できない。

したがって、当該部分は、条例第16条第7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

それ以外の欄に記載されている事項は、当審議会で見分したところ、採用試験案内に記載のある得点以外の判定結果に関する記述が記載されていた。これらの事項は一般に公表されているものではないことから、請求者だけに開示することになれば、地方公務員法第18条の2で定める平等公開の原則に反することとなる。

したがって、当該部分については、条例第16条第1号の「法令の規定又は法的拘束力がある指示により、開示することができないもの」に該当し、実施機関が示した不開示とした理由は異なるものの不開示としたことは妥当である。

